

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務実績評価の基本方針（案）

平成 25 年 7 月 5 日

内閣府独立行政法人評価委員会
宇宙航空研究開発機構分科会決定

内閣府独立行政法人評価委員会宇宙航空研究開発機構分科会（以下「分科会」という。）は、本基本方針に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）の業務の実績に関する評価を実施するものとする。

I. 評価の目的

ア) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、中期目標の達成を図るために必要な業務運営の改善等に資する。

イ) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

中期目標期間終了時において、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、以降の業務運営の改善等に資する。

II. 評価の方法等

1. 評価方法

評価は、中期目標・中期計画等に定められた各項目について調査・分析し、それぞれの実施状況について評価を行う「項目別評価」と、項目別評価等を考慮して当該中期目標期間・事業年度における JAXA の実績を総合的に評価する「全体評価」により行う。

2. 評価基準

ア) 項目別評価

項目別評価は、中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により行う。評価にあたっては、以下の基準を用いる。

（事業年度別評価）

S：特に優れた実績を上げている。（客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評価を付す。）

A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、

または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上)

B: 中期計画どおりに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満)

C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満)

F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)

(中期目標期間評価)

S: 特に優れた実績を上げた。(客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)

A: 中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げた。(中期目標計画の達成度が100%以上)

B: 中期目標は達成されなかったが、目標達成に近い実績を上げた。(中期目標の達成度が70%以上100%未満)

C: 中期目標は達成されなかった。また、目標達成に向けた実績も不十分であった。(中期目標の達成度が70%未満)

F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)

イ) 全体評価

全体評価は、項目別の評価の結果等を総合し、当該中期目標期間・事業年度JAXAの実績全体について行う。全体評価は、自主改善努力等、中期目標等に掲げられていない事項も含めた評価を行う。また、必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。

3. 意見の提出

評価結果は、内閣府独立行政法人評価委員会の意見として取りまとめた上で、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法二十七条に基づき、文部科学省独立行政法人評価委員会に遅滞なく提出するものとする。

4. 評価の基本方針の見直し

本評価の基本方針は、必要に応じて見直すものとする。